

E i w a N e w s

現物給与について

令和4年5月
(No. 202)

本誌No. 153で社宅家賃の算定方法をご紹介しましたが、今回は、その他の現物給与の取扱いについてご紹介します。

[1] 概要

給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や金銭の無利息貸付けなどのように物または権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされますが、特定の現物給与については、課税上金銭による給与とは異なった特別の取扱いが定められています。

[2] 現物給与の具体例

(1) 食事を支給したとき

下記要件の全てを満たす場合は給与課税されません。

満たさない場合は、食事の価額から負担額を控除した残額が給与課税の対象となります。

- ① 役員や使用人が食事の価額の半分以上を負担していること。
- ② 次の金額が1ヶ月当たり3,500円以下(税抜で、10円未満の端数切捨)であること。

食事の価額 - 役員や使用人が負担している金額

※現金で食事代の補助をする場合は、補助する全額が給与として課税されます(深夜勤務者に夜食の支給ができないため1食当たり300円以下(税抜)の金額を支給する場合を除く)。
なお、残業等を行うときに支給する食事は、無料で支給しても給与として課税しなくてもよいことになっています。

(2) 永年勤続者に支給する記念品、旅行や観劇への招待費用

下記要件の全てを満たす場合は給与課税されません。

ただし、現金、商品券などを支給する場合には、その全額が給与として課税されます。

- ① 勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること
- ② 勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること
- ③ 同じ人を2回以上表彰する場合には、おおむね5年以上の間隔があいていること

※旅行券の支給をした場合は、原則として給与として課税されますが、次の要件を満たす場合には課税しなくて差し支えありません。

- ① 旅行の実施が支給後1年以内であること
- ② 旅行の範囲が支給した旅行券の額からみて相当なものであること
- ③ 旅行実施後、所定の報告書及び旅行先等を確認できる資料を会社に提出すること
- ④ 1年以内に旅行券の全部又は一部を使用しなかった場合は会社に返還すること

(3) 自由に選択できる永年勤続者表彰記念品

記念品の金額の多少にかかわらず、その品物の価額が給与として課税されます。

(4) 制服としての背広の支給

背広など、私服としても着用できるものを支給した場合は、給与として課税されます。

(5) 従業員レクリエーション旅行

社会通念上一般的に行われている旅行費用であり、次の要件の全てを満たす場合は原則として給与としなくてもよいことになっています。

- ①旅行期間(海外旅行の場合は、外国での滞在期間)が4泊5日以内であること
- ②旅行の参加者が全体の50%以上であること。

※上記要件を満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

また、成績優秀者を対象にした旅行についても、参加者が所定の業績を挙げた者に限られているため、給与課税の対象となります。

(6) 職務に必要な技術などを習得する費用

役員又は使用人としての職務に直接必要な技術や知識を習得させ、または免許や資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用または大学等の聴講費用に充てるための費用として適正なものに限り、給与として課税しなくてもよいことになっています。

(7) 金銭の貸付け

役員又は使用人に金銭を貸し付けた場合、その利息相当額は次に掲げる利率によります。

- ①会社が他から借り入れて貸し付けた場合　：その借入金の利率
 - ②その他の場合　：貸付けを行った日の属する年に応じた利率
- (例) 令和4年中に貸付けを行ったもの：0.9%

なお、無利息又は低い利息で貸し付けた場合は、下記の場合を除き、当該利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が、給与として課税されることとなります。

- イ. 災害や病気などで臨時に多額の生活資金が必要となった者に、その資金に充てるため、合理的と認められる金額や返済期間で金銭を貸し付ける場合
- ロ. 会社における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、この利率によって貸し付ける場合
- ハ. イ及びロ以外の貸付金の場合で、上記の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額が1年間で5,000円以下である場合

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。